

# つれてってカード

## 入会申込書

私は、「つれてってカード会員規約」の各条項を同意のうえ、サービスの利用を申し込みます。

■太枠内の項目をご記入ください。

申込年月日	平成 年 月 日
フリガナ	
氏名	
性別	男 ・ 女
生年月日	西暦 または 大正・昭和・平成 (いずれかに○をして下さい) 年 月 日
郵便番号	〒 ー
住所	
電話番号	( ) ー
メールアドレス	
No.	

※当組合は個人情報の取り扱いに関する法令およびその他の規範を遵守いたします。

## 「つれてってカード会員規約」

- 第1条 (目的)**  
本規約は、「つれてってカード協同組合」(以下当組合)の所定の手続きをした者に発行貸与したつれてってカード(以下当カード)に付設するポイントサービス機能およびプリペイド機能の取り扱いを適正に行うために定められたものであります。  
なお、駒ヶ根市役所、飯島町役場、中川村役場に発行する「住民基本台帳カード」に付与される当カードについて、当規約で定める条項以外の利用はいたしません。
- 第2条 (会員および資格)**  
1. 会員とは、所定の手続きを経て取得した当カードの貸与保有者をいいます。(以下会員という)  
2. 会員となるための個人、法人、年齢に制限はありません。  
3. カード返還の要求があった場合は直ちに当組合に返却下さい。  
4. 署名がないカードの使用に関しては、組合の保証外になります。
- 第3条 (入会金・年会費)**  
入会金および年会費は必要ありません。
- 第4条 (カード発行手続)**  
1. 会員となるためには、当組合または加盟店に用意するつれてってカード申込書(以下「申込書」という。)に必要事項を記入し当組合事務局または加盟店へ提出するものとします。  
2. 提出された申込書の内容にもとづいて当組合又は当組合規定の加盟店舗において当カードを発行し、ご本人に受け渡しをするものとします。
- 第5条 (カード発行手数料)**  
当カードの新規に発行する手数料は無料とし、再発行時のカード代は実費とします。
- 第6条 (カードの有効期限)**  
カードとして利用期限はないものとします。  
ただし、ポイントの有効期限は別途第11条2項に定めるものとします。
- 第7条 (カード紛失・盗難届出および再発行)**  
1. 会員は、当カードを紛失した場合、または盗難にあった場合は遅滞なく当組合に連絡するとともに、書面により正式に届け出て再発行手続をとるものとします。  
2. 第1項にかかる届け出がない場合、会員の責に帰するものとします。  
3. 当組合は、第1項の届け出があった場合は、当該紛失または盗難カードの使用を停止することとします。  
4. 紛失または盗難による当カードの再発行は、未使用ポイント数およびプリペイド額を引き継いで発行するものとします。  
ただし、再発行日までに不正使用されたポイント数およびプリペイド額は除くものとします。  
5. 会員は、紛失または盗難による当カードの再発行については、実費を支払うものとします。
- 第8条 (カード破損の届出および再発行)**  
1. 会員は、カードを破損した場合は、当組合事務局に当該破損カードを持参し書面により届け出て再発行手続をとるものとします。  
2. 当組合は、破損カードのポイント数およびプリペイド額を引き継いで発行するものとします。  
3. 破損の原因が会員にある場合、会員は当カードの再発行手数料を支払うものとします。
- 第9条 (届出事項の変更)**  
1. 会員は、申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に書面により届け出るものとします。  
2. 前項の届け出がないため当組合からの通知または送付書類その他が延着した場合または到着しなかった場合、その通知または送付書類により得られる利益を享受出来なくても異議は申し立てないものとします。
- 第10条 (サービス機能の付設)**  
カードには、次のサービス機能を付設することとします。  
・ポイントサービス  
・プリペイドサービス  
・えがおポイントサービス  
ただし、加盟店の任意選択サービス機能については、加盟店の任意選択とします。

- 第11条 (ポイントサービス)**  
会員のお買い上げに応じて当カードの中にポイントを記録し、ポイントに応じた当組合の特典または加盟店独自の特典サービスを受けることができます。
1. ポイントの発行  
ポイントは、会員のお買い物により発行し、都度、会員が所有する当カードの提示をうけて、サービスごとに発行されるポイントをカードの中に加算して記録するものとします。
  2. ポイントサービスの特典
    - (1) ポイントサービス  
・ポイントの発行条件  
会員が、加盟店でお買い物をされる都度、決められた基準にもとづいてポイントを発行するものとします。なお、お買い物は、現金、プリペイド、ポイント、クレジットカードおよび商品券を対象とします。
    - ・ポイントの発行  
お買い物100円(税別)または200円(税別)について1ポイントを原則として発行します。  
なお、ポイントは、会員所有の当カードの中に加算されて蓄積されます。
    - ・ポイントの追加発行  
当組合のイベントにより発行するポイントを追加する場合もあります。
    - ・ポイントの回収(減算)  
各加盟店または当組合のイベントに参加することができます。
    - ・ポイントの有効期限  
カードの最終利用日から1年(365日)とし、有効期限を経過したポイントは無効とします。
    - ・返品処理  
お買い物をされたポイントレシートと会員カードを当該加盟店にお持ちいただくことによって返品処理をいたします。ポイントレシートをお持ちいただけない場合はポイントの返品処理に時間を要する場合があります。
- 第12条 (プリペイドサービス)**  
1. プリペイドの発行機能  
プリペイドは、当組合加盟店およびアルプス中央信用金庫(以下あるしん)において発行するものとします。  
2. プリペイド入金
  - (1) プリペイド入金は、1000円単位でカードへ入金できるものとします。
  - (2) 会員が、当組合またはあるしんにおいて現金を前払いし、当カードにプリペイド金額として記録し発行するものとします。
3. プリペイド入金の制限  
会員が、当カードにプリペイド入金できる金額は10万円を限度とします。
4. プリペイドの利用と制限
  - (1) 会員は、当カードに発行された金額の残額の範囲内で、加盟店での商品等の購入代金の支払いに1円単位で利用できるものとします。
  - (2) 当組合および加盟店は、発行済みまたは未使用残額のプリペイド金額の換金は一切行わないものとします。
5. プリペイド金額の特典および条件
  - (1) 前第2項のプリペイド発行時に、100円につき0.5ポイントのポイントを発行するものとします。
  - (2) 会員が、プリペイドにより商品等の購入代金を支払う場合には、100円(税別)または200円(税別)につき1ポイントのポイントを発行するものとします。
  - (3) 会員は、プリペイドでの商品等の購入代金支払いにおいては現金またはポイント等と併用することができるものとします。
6. プリペイドの有効期限  
プリペイドの有効期限はないものとします。
7. プリペイドの取消処理
  - (1) プリペイド入金の取消については、最終プリペイド入金のみ当該プリペイド入金を行った加盟店において取消ができるものとします。
  - (2) 会員が、プリペイドによりお買い物をされた購入代金の取消は、当該加盟店において取消ができるものとします。

- 第13条 (提携)**  
1. 会員は伊那市コミュニティカード協同組合に加盟する店舗・施設においても第11条(ポイント)、第12条(プリペイド)のサービスを受けられるものとします。

- 第14条 (事務局の設置)**  
つれてってカードの事務局を下記に設置し、運営するものとします。  
郵便番号：399-4115  
住所：長野県駒ヶ根市上穂栄町3-1(駒ヶ根商工会議所内)  
電話番号：0265-81-7300  
FAX：0265-81-7305